

(11) 法第34条第14号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

ハ 線引き前から分譲が行われていた団地

次の要件を満たすものであること。

- (ア) 鳥取市湖山町西四丁目304番から338番までの土地であること。
- (イ) 倉庫、工場及びその事業所の用途であること。ただし、倉庫については自己用倉庫に限り、倉庫業の倉庫は除き、工場については建築基準法別表第2（ぬ）に該当するものを除く。

ホ 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の支援

市外に居住する者が市内へ転入し定住を希望するために自己の居住する住宅を確保するものであって次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の支援（以下「支援」という。）を受けて空き家を賃借し、居住するものであって、居住する空き家が適法に建築された専用住宅又は兼用住宅（第一種低層住居専用地域内に建築することができる地階を除く階数が3以下の自己用住宅に限る。）であること。ただし、支援が終了した時点で当該基準は廃止される。
- (イ) 支援により賃借で入居した住宅に5年以上居住する者が当該住宅を取得するものであること。